第771号（2－2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

（1997年）平成9年 2月24日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤青色申告とは

Ｑ：所得税の青色申告とは、どのようなものでしょうか。また青色申告をするためにはどのような手続が必要ですか。

Ａ：現在の所得税制では、納税者が自分の所得を正確に計算し、申告納税するという申告納税制度を採用しています。

そこで、毎日の取引を正確に記帳し、その記帳にもとづいて申告する人には、青色事業専従者給与額や青色申告特別控除額、貸倒引当金繰入額の必要経費算入などの所得計算上の特典やその所得の更正及び異議申立てなどの手続上の特典など種々の特典が与えられています。

このような人は、普通の納税者と区分するために青色の申告書で確定申告をすることができることになっており、この申告書を青色申告書と呼び、このような申告をする人を一般に青色申告者と呼んでいます。

青色申告をするには、必要な帳簿をつけるとともに、「青色申告の承認申請書」を青色申告をしようとする年の３月１５日まで（１月１６日以後新たに業務を始めた場合は、始めた日から２カ月以内）に税務署に提出しなければなりません。

なお、青色申告者は、原則として仕訳帳・総勘定元帳やその他必要な帳簿を備えて複式簿記の方法で記帳しなければなりませんが、平成１４分の所得税の申告までは、現金出納帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳の５冊による簡易帳簿での申告が認められています。